

各県立高等学校長 殿
県立東桜学館中学校長 殿

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）

（春休み期間中の感染防止対策の取組みについて）

本県では、2月20日にまん延防止等重点措置を終了した後も、再拡大（リバウンド）防止特別対策や「クラスター抑制重点対策」に取り組んでまいりました。新規陽性者数は全国的にみると低い水準ですが、高止まりしており、学校におけるクラスター発生も続いております。

春休みに入ると、学校におけるクラスター発生は、減少することが見込まれる一方で、帰省や進学・就職等による県内外の人流増による感染拡大も懸念されます。

また、春休み明けは、入学式等重要な行事を控えていることから、引き続き、感染防止対策の徹底・強化に取り組む必要があります。

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和3年7月5日付け高教第366号に示しているところですが、春休み期間中の感染防止対策の取組み及び新学期に向けた準備について、下記により適切に対応願います。

記

1 春休み期間中の部活動について

- 感染者が5日間※確認されていない学校に限り、以下の制限を設けた上で、活動可能とする。 ※文部科学省が目安とする学級閉鎖期間、土日を含む
- ・ 自校内で、平日は週4日以内で1日当たり2時間程度、土日は1日以内で1日当たり3時間程度の活動とする。
 - ・ 練習試合等の他校等との交流、合宿等宿泊を伴う活動は停止すること。
 - ・ 可能な限りマスクを着用した活動とし、気温の上昇等により健康被害が懸念される場合等、マスクを外す際は、身体的距離を十分確保し、換気を徹底すること。
 - ・ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は控えること。
 - ・ 参加者について、自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限ることとし、OBや保護者等は参加させないこと。令和4年度入学者は、春休み期間中は参加させないこと。
- 部活動を始める前に別紙1「部活動感染防止対策チェックリスト」（令和4年3月22日以降版）により感染防止対策を点検し、特に以下について徹底すること。
- ・ 活動前に活動場所で顧問が検温を実施する等、参加者の健康観察を徹底し、風邪症状等がある場合には帰宅させ受診を促すこと。特に、オミクロン株の特性を踏まえ、発熱はなくとも、咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある者がいないか確認を強化す

ること。

- ・ 感染リスクの高い更衣室や部室の密を避けた使用やマスクを外した状態での会話を控えることについて指導を徹底すること。
- ・ 部活動前後、特に下校時におけるマスク着用の徹底を指導すること。また、部活動前後での集団での飲食は控え、部活動終了後はすみやかに帰宅するよう促すこと。

※ 全国大会等（予選を含む）への出場について

- ・ 大会出場の際は、県外移動も含め可とするが、移動先では感染防止対策を徹底し、大会出場終了後の練習試合等の交流は実施不可とする。（大会出場に向け、ケガ防止のため現地等で練習試合を行うことはその必要性を慎重に判断した上で可能とする。）

2 春休み期間中の感染防止対策の徹底に係る生徒への呼びかけ等について

- 春休み期間中の過ごし方について、別紙2「高校生（卒業生）の皆さんへ」により感染防止対策の徹底を生徒一人ひとりに呼びかけること。また、保護者に対しても別紙3「県民の皆様等へのお願い」と併せて周知を図ること。

3 その他

- 部活動の取扱いについては、今後の感染状況等を踏まえ、別途通知する。

〈担当〉教育庁

教職員課	課長補佐（高校管理担当）	長岡 靖之（TEL 023-630-2860）
高校教育課	課長補佐（教育担当）	佐藤 正寿（TEL 023-630-3106）
スポーツ保健課	課長補佐（学体・生涯担当）	石田 充（TEL 023-630-2562）
	課長補佐（保健・食育担当）	小笠原美鈴（TEL 023-630-2892）